上場有価証券等書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「東武証券取引手数料」に記載の売買手数料をいただきます。
・ 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
・ 上場有価証券等を当社が自己で直接の相手方となる取引により購入する場合は、購入対価をお支払いいただきます。また、当社との合意に基づく売買手数料（※２）を別途お支払いいただくことがあります。
・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※3）。
・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※4）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
・ また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
・ 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合や、国内で募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商　号　等	東武証券株式会社　　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 120 号
本店所在地	〒344-0061 埼玉県春日部市粕壁 一丁目 1 番地 1
加 入 協 会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	420.4 百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 23 年 3 月
連　絡　先	お取引のある営業店、又は本社お客様相談窓口（電話 048-760-1826）にご連絡ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません

※2　当社との合意に基づく売買手数料の額は、個別取引契約に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※4 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

その他の留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページでご確認いただけます。(http:/www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html)

2014.9

金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）について

○金融 ADR 制度は、金融機関との紛争において十分話し合いをしても問題の解決がつかないような場合に活用することができる制度です。

☆裁判に比べて基本的に短時間・低コストで

☆金融分野に見識のある中立・公正な専門家が和解案を提示し解決に努めます。

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

証券会社の金融 ADR 機関は以下のとおりです。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX 等のトラブルを公正・中立な立場で解決を目指します。
あっせん手続き実施者は、公正・中立な立場の弁護士が担当します。
預金、保険、商品先物取引などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません。

電話番号　0120－64－5005　（フリーダイヤル）
○月曜日～金曜日（祝日等を除く）　○午前9時～午後5時
http://www.finmac.or.jp